

平成28年度第15回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：平成28年11月7日

担当部・課：北上総合支所 地域振興課

(67-2111)

産業部 観光課 (内線3535)

① 件名
石巻市北上観光物産交流センターに係る指定管理者の指定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 現在、石巻市北上地区に環境省が進められている「川のビジターセンター」と併設し、本市が設置する北上観光物産交流センターは、平成29年4月の供用開始に向け整備を進めている。 【目的】 北上観光物産交流センターの管理運営を施設利用者の要望に、より効果的、効率的に対応するため、指定管理者を指定しようとするもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方自治法第244条の2 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例 石巻市北上観光物産交流センター条例 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 【〔震災復興計画との整合性 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕】 震災復興基本計画実施計画 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる 大区分4 地域資源を活かす 1 観光業・施設の再生復興
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成24年 5月 「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」策定（環境省） 平成25年 2月 フィールドミュージアム整備基本計画作成（環境省） 平成27年 3月 三陸復興国立公園へ編入 平成28年 9月 市議会第3回定例会において設置条例を議決

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 施設概要 名称 : 石巻市北上観光物産交流センター 所在地 : 石巻市北上町十三浜字東田1番地 施設機能 : 木造平屋建て 延べ床面積 : 92.8㎡ 物産展示販売スペース・交流スペース 業務内容 : 北上の観光案内・情報の発信 北上の生産物及び加工品の展示販売 北上の風景写真の展示等</p> <p>2 指定する法人または団体 選定候補者 一般社団法人 石巻観光協会 石巻市鑄銭場8番地11 選定方法 非公募 選定理由 一般社団法人石巻観光協会は、平成13年7月12日に設立され、石巻市及び周辺地域における観光資源の開発、紹介及び宣伝、観光施設の整備改善や観光関係者の資質の向上等に努めることにより、観光事業の健全なる発展を促進し、地域住民の生活文化及び産業経済の発展に寄与することを目的とした団体であり、石巻市観光物産情報センターの指定管理を複数年にわたり行っている。 施設の設置目的に適した団体に管理運営を行わせることで、住民サービスの一層の向上や行政経費の削減が図られることから、公募によらず当協会を選定するもの。</p> <p>3 指定の期間 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで</p> <p>4 その他 ア 開館時間 午前9時から午後5時までとする。 イ 休館日 火曜日とする。ただし、国民の休日に関する法律（昭和53年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、また、12月29日から翌年の1月3日とする。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 民間事業者の能力やノウハウを活用することにより、市民サービスの充実と交流人口等の増加や管理運営コストの軽減が図られる。</p> <p>【財源措置】 指定管理料 4,765千円（一般財源） 債務負担行為 平成32年度までの協定書に基づく指定管理料</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>なし</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年11月 建設工事着工 12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定議案を提案 平成29年 3月 建設工事完了、指定管理者に係る基本協定の締結 4月 指定管理者に係る年度協定の締結、供用開始</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>なし</p>